

提案書評価基準

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ()は加重倍率	コメント
提案内容に関する視点	60			
事業目的の理解度	10			
データ収集・分析能力	10			
デザイン・訴求力	20		10点×2 (2倍)	
企画力	20		10点×2 (2倍)	
実施体制・遂行能力に関する視点	30			
スケジュール管理	10			
従事スタッフの構成・人数など	10			
類似業務の受託実績	10			
小計	90			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	5	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	10	
合計	100	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算式 ()は加重倍率	評価の視点
提案内容に関する視点	60		
委託目的の理解度	10		・業務の内容及び目的を正確に理解した上での企画となっているか
データ収集・分析能力	10		・本市のビジネス環境に関する考察を踏まえるなど、分析や工夫がみられる提案内容になっているか
デザイン・訴求力	20	10点×2 (2倍)	・分析を踏まえた訴求力の高い、魅力的な提案内容になっているか
企画力	20	10点×2 (2倍)	・事業の趣旨を適切に踏まえた上で、全体を通じて統一感があり効果の見込める企画となっているか。 ・実現可能な提案となっているか。
実施体制・遂行能力に関する視点	30		
スケジュール管理	10		・具体的かつ実行可能なスケジュールとなっているか
従事スタッフの構成・人数など	10		・十分に本業務が遂行できる組織管理体制が組んでいるか
類似業務の受託実績	10		・類似業務について実績があり、ノウハウが十分に蓄積されているか
小計	90		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	5	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	10	
合計	100	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。